

令和6年度第5回大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
議事録

1 日 時 令和6年11月20日（水）14時00分～16時00分

2 会 場 大津市役所 別館1階 大会議室

3 出席者 委員 土田分科会長、狩野副分科会長、大橋委員、清河委員、齋藤委員、坂下委員、
城委員、谷口委員、中井委員、林委員、吉村委員

（欠席） 杉本委員、田口委員、山口委員、横田委員

事務局 子ども未来局長

子ども・若者政策課長、課長補佐、副参事、青少年係主幹、政策係長、
政策係主査

子育て総合支援センター所長

幼保支援課長、幼児教育指導監、課長補佐

保育幼稚園課長、課長補佐

子ども家庭課長

子ども・子育て安心課長、課長補佐

児童クラブ課長、課長補佐

母子保健課長、副参事 ほか委託事業者1名

4 傍聴者 なし

5 議事

（1）大津市こども・若者支援計画のパブリックコメント案について

6 会議録（要旨）

（1）開会

（2）福祉部子ども未来局長のあいさつ

（3）委員紹介

（4）議事

ア 大津市こども・若者支援計画のパブリックコメント案について

（事務局から資料1、2の説明）

会 長： こどものパブコメについてご説明いただきましたが何かご質問ございますでしょうか。

こどもが意見を封筒で市役所に直接送るのかそれとも送ってもよいということ

なのか、教えていただけたらと思います。

事務局： 「送っても良い」です。

ホームページなどからのパブリックコメントを寄せいただくこともできますし、紙の形でお配りするのは小学校5年生から中学校2年生までになりますが、こどものどなたでもご意見をちょうだいしてもいいとなっていますので、おうちにお持ち帰りいただいて親御さんと一緒に投函してくださるようなこどもさんもおいでになるかもしれませんが、大人の場合でもパブリックコメントはご自身が意見を表明したいと思って表明される仕組みになっておりますので、これを配って全員が必ず書いて送ってほしいということではないと理解しております。

会 長： こどもには学校の先生から丁寧な説明をして渡されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 学校の先生の方からは、こうなさいとは言わずに、市から計画を作っているの
で資料を配りますと言っていたり、その中で意見を言ってもいいことをわかり
やすく記載していますので、冊子を渡す時にお伝えいただければと思っています
すがパブコメを提出することについてはご自由です。

委 員： こどもの対象の学年は小学校5年生から中学校2年生までということですが、
高校生は入らないのは何か理由がありますか。

事務局： 高校生の方は、県外の学校も含めていろんなところに行っておられて、学校を通
じて配布するにしても個別に調整が必要となるためです。

小・中学校については、教育委員会を通じて、現在教育大綱を作っておられます
が、こどもの意見を聴く取り組みされていて、連携して取り組むことも可能であ
ることから、紙で配るのは小・中学生と考えています。

また、中学校3年生については、この時期受験もあるので、対象外にするよう、
教育委員会との調整の中で整理をしているところです。

高校生については、LINE を活用した意見を聴く取り組みの中で、繋がりがあ
りますので、学校側を通じて発信が可能であればお伝えしたいと考えていますが、
現在、各高校に紙の形での配布をお願いすることは予定していません。

委 員： こどもたちに意見を聴くのは今回が初めてでしょうか。

家庭の状況が厳しいこどもたちは、家に持ち帰った用紙がどこに行ったかわか
らなくなるので、回収できないと思います。

背景の状況も含めて、できるだけいろんなこどもたちの意見を聞かせていた
だきたいですが、もちろん強要はしませんが、学校の中で、なぜ今年から意見
を聴く取り組みをやるのかを、先生方に時間を割いていただいて、こどもたちに

届ける作業をしていただきたいと思います。

一部ですが中学校に行くと、こどもたちのほとんどがこどもの権利条約、こども基本法について学んだことがない方ばかりで、そんな中で、大人に意見を聞いてもらっても、それが何か形になるかもわからず、私たちの日頃の施策に活かされる実感が全くない中で、本当に意見がもらえるのでしょうか。

できるだけたくさんのかどもたちに、自分事として捉えて意見を出して欲しいと思った時に、困難を抱えるこどもたちの意見が聞きにくい状況の中で、紙を配るだけではやっぱりもらえないし、そのあたり学校が時間をかけて連携や工夫をしていく必要があるのではないかと思います。

事務局： 学校側にもまた配る時には、こどもたちに説明をしてほしいことを申し添えてお願いをしていこうと思っております。

またパブリックコメントだけが、声を拾う手法ではないと考えておりまして、今年度もやっていますが、いろいろな地域の活動されているところに、市の職員が出向いて、そのこどもさんからの声を伺ったりとか、そういった活動を支えてくださっている支援者の方のお声を伺ったりとか、そういった活動は引き続きいろいろな形で困難を抱えるこどもたちの声を拾う努力をしていきたいと考えています。

会 長： 委員がご懸念のように、まだこどもたちにそういう意見を言う文化がありませんので、書いていただけるかはわかりませんが、こどもたち全員に紙を配るとしたら、例えばこどもたちの権利を守る1つの方法がある、何か困ったことがあればここに連絡できる等といった人権に関わるような情報を入れていただくとか、学校との調整もあると思いますが、そんな工夫もあるのではないかと思いますので、またご検討いただければと思います。

事務局： こども向けのパブコメ案につきましては、出来上がり次第、委員の皆様に見ていただく予定をしておりますので、ぜひご意見をお寄せいただければと思います。

会 長： 現行計画の基本目標2、基本施策1の評価指標事業「教育・保育の提供体制の確保」のところで、令和6年度の目標が「待機児童を発生させない」となっていますが、「待機児童ゼロ」ではなく、こう表現された理由はあるのでしょうか。

事務局： 現行計画策定時の平成31年4月時点の待機児童数はゼロである状況で、令和6年度の指標をどうするかという検討の中で、発生させないという表現については、限りなくゼロという意味合いに近いものと捉えています。

会 長： 基本目標5、基本施策4の評価指標事業「養育費確保支援事業」のH30が39.3%、R5が57.2%に対して、R6目標が50%に下がっているのはなぜでしょうか。

委 員： 基本目標4、基本施策1の「障害児保育事業」で、公立保育所に受け入れ率を同率に近づけるということで、民間の保育園もこども園も少しずつ受け入れてい

るところですが、まだ障害児も受け入れが少数派で、学年では我が子だけみたいなこともあって、子育て自体がすごく孤独だと皆さんおっしゃる中で、やまびこ総合支援センターのように就学前に障害児を受け入れてくれるような保育施設があった方がよいのではないかと、保護者として思いますが、実際は障害者の地域移行が世の中の流れとして避けられない、やっぱりケアが家庭の中に押し込められてしまうと感じます。

家族の中の疲弊感とか、障害者の方々が引きこもりとか孤立していくというのを、深刻に受け止めていただきたいです。

その中で、「特別支援教育相談事業」のところの巡回相談が、令和5年の実績から令和6年が減っています。

働いている親にとって、医療機関とか福祉サービスに繋がることができないから相談しているところが巡回相談しかないのです。

巡回相談の回数を減らすなら、医療機関とか福祉サービスや手当があるといった次の一手に繋がるようなことを案内する必要があると感じます。

回数減らされると、相談できる機会が少なくなってくるということなので、どうして減らしたのかということも含めて理由をお伺いしたいです。

事務局： これらの「R6 目標」は、現行計画の策定時に、当時（H30）の実績を踏まえて定めた目標値であり、現状（R5）がすでに目標を上回っている状況です。

分かりやすくお示しができるように説明を入れるなど対応します。

委 員： 基本目標4、基本施策2の「教育支援事業（旧：不登校対策事業）」について、不登校児童はどんどん増えてきていますが、令和6年の目標大変少ないと思うのです。

目標値を設定はしているけれども、前年度の結果によっては、目標値の見直しする必要があると思います。

低いままの目標値では、一体どこまで目指せばいいのかということになると思いますので、前年度の実績に対して、現在の目標値がこの値だから見直ししようと、それぞれの事業で考えていただくのが正しいと思います。

特に不登校の児童の数はどんどん増えていっている中で、見直していただきたいと考えています。

事務局： 当時の子ども・若者支援計画の目標値を見直してほしいと、今回、いろいろご意見いただきましたので、見直ししていきたいと思います。

委 員： 目標値の見直しについては、同じことが「特別支援教育相談事業」にも言えるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

会 長： 次期計画策定の際には、目標の見直しについても検討いただくということでお願いいたします。

事務局： 現行計画には計画値の見直しの仕組みがなかったことから、次期計画では中間

見直しの際に実績を踏まえた目標値の再設定などが考えられます。

どのようにするかは、見直しが必要と判断した際に改めてお示しすることになるかと思います。

委員： 年度別に平成 30 年、令和 5 年、令和 6 年と並べるから、平成 30 年と令和 6 年を比べるとおかしくなるので、実際、平成 30 年で令和 6 年度の目標が先に立っているの、まず令和 6 年度の目標を入れて、で令和 5 年度の実績はこの値でしたとするとうまくいくのではないかと思います。

事務局： わかりやすくなるよう見直させていただきます。

会長： 目指す子ども・若者の姿①の指標について、今回、大事なところだと思うのですが、児童、生徒が「家庭や学校で、あなたの考えや思っていることを聞いてもらっていると思いますか」は理念と矛盾していませんか。

こどもの意見を吸い上げて、施策に反映させるためにパブコメを聴くと言いながら指標がこれだけっていうのは、矛盾しているような気がします。

全く同じでなくても構わないと思うのですが、やはりこどもの意見が反映されているかの指標は、こどもと若者で区切るのではなく、工夫をしていただければと思います。

事務局： こどもたちの意見が反映されたかがわかる指標が入った方がいいという認識でよろしいでしょうか。

会長： こどもと若者で分けられているということですね。

若者は自分たちの意見が反映されているかということで、小 5、中 2 に関しては「家庭や学校で聞いてもらっているか」ではっきり分かれています、本来は若者だって家庭や職場、学校で聴いてもらえているかというのは大事でしょうし、こどもの意見をパブコメで反映させますと言っているのに、「若者の話が聞いてもらえているか」が指標に入らないというのは、ちょっと不自然な気がしますので、難しいとは思いますが、こどもに聞けないことはないと思いますので、ご一考いただけたらと思います。

事務局： 指標については、令和 5 年度に実施したアンケート調査の結果を活用して設定していることから、現状が把握できています。今後、実施対象の幅を広げてアンケートを取ることは検討可能ですが、現時点で指標とするのはこの形でご理解いただければと考えています。

会長： おっしゃることは理解できますが、こどもの意見を反映しますと言っておきながら、「家庭や学校で聞いてもらえていると思う」というだけ指標がこの先ずっと変わらないということにならないですか。

令和 5 年度の調査と比べてというのは理解できますが、調査ではなく、聞き取り

であるとか、他に何かできることがあるかと思いますが、どこかで加えていくことも考えていただけないでしょうか。

事務局： どういった形で把握できるのかにつきましても、あわせて検討させていただきまして、たちまち計画の中に、現状値と目標値という形で入れ込めるかどうかは、少しこちらの方でも考えさせていただこうと思います。

そういった視点を持って、目標達成ができていくかを見ていくという意見につきましては承知いたしました。

委 員： 今後見直すことがあるのであれば、「家庭や学校」で一括りではなく分けてもいいと思います。

家庭では尊重されているけれど、学校ではそうではないという子もいるし、その逆もあるし、両方ともいると思うので、今後見直していくのであれば、丁寧にやっていく意味でも2つ分けてもらった方が、より正確にわかってくると思います。

事務局： ご意見承知いたしました。検討させていただきます。

委 員： 「こども・若者が自由に意見を表明する場と反映する仕組みづくり」と書いてあります。

学校教育との連携になるかと思いますが、こどもたちが学校の中で、本当に自分の思いが受け止められているのか、先生がお忙しくて受け止めたいけれどもなかなか受け止められないのではないかという懸念を持っています。

実際にこどもたちからそのような声が届きます。

もちろんCAPもすごく大事ですし、進めていただきたい事業ですが、先ほどのこどもの権利条約、こどもたちに言っているんだよ、こどもにはこんな権利があるということを、1年生から系統立てて学んでいく、それを実現させるために、学校の中の体制づくりが必要だと思っています。

学校だけでも、教育と福祉とでできる役割があると思いますので、そのあたりの考えはないのでしょうか。

事務局： こどもたちの基本的な権利を学ぶ機会をどのような形で取り込んで、指標化していくのかについては、我々の中でも検討いたしまして、教育委員会の方ともご相談をさせていただいて何かしら取組を位置づけられないかというところは議論をしてきたところですが、なかなかそこが記載できていない状況になっておりますので、改めまして教育委員会とも相談をさせていただいて、今いただいたご意見をどういう形でこの案の中に入れ込めるのかを検討させていただきたいと思います。

会 長： 「利用者支援事業」について、他に比べてどこに行けばいいのかとか、内容が少

しわかりにくくなっていますが、これから検討されるという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 当該事業はすでに実施しており、複数所属にまたがっているのは、それぞれで実施している内容が異なるためです。

子育て総合支援センターは、明日都にある「ゆめっこ」で子育て支援に係る情報提供等を実施しています。保育幼稚園課では、保育園の入所に関する情報提供等を実施しています。子ども・若者政策課では、市立児童館において専門職員が巡回相談のような形で情報提供等を行っているものです。

会 長： 「保育所、こども園の第三者評価」について、保育所、こども園が主体的に第三者評価を受けられるということと理解していますが、幼保支援課との繋がりがよくわからないのですが、何か支援されているのでしょうか。

事務局： 幼保支援課は、この第三者評価に係る委託料など経費の部分を負担しています。実際に評価していただくのは第三者になります。

会 長： 第三者評価を受審するのは、保育所などになりますか。

事務局： はい、その通りです。

委 員： 「幼保共通カリキュラム保育実践事業」について、保育所保育指針と幼稚園教育要領を比べたことございますか。

保育所保育指針にはこどもの権利条約やこどもの意見を尊重のこと、こどもの最善の利益について明記されていますが、幼稚園教育要領には書かれていません。

でもこの場はこどもの人権を大事にするところなので、保育所保育指針の方がいいというわけではありませんが、それをベースにして考えていかないといけないと思います。

幼稚園教育要領にはそれがないので、そこをしっかりと押さえながらカリキュラムを作る必要があると思います。

もともと、児童福祉法と教育基本法の出所の違いを自覚した上で、保育の方でリードしていかないと、人権を後回しで学力向上や教育のような話が強くなるので、先ほどの委員の話聞いていて、その辺りを押さえて慎重に作成していただきたいと思います。

基礎自治体として、自分たちがこうしていくということを意識しながら作成していただきたいと思います。

会 長： 大切なご指摘だと思いますので、具体的には共通保育実践事業などカリキュラムでお互い学び合っていただくかと思いますが、また、ご検討よろしくお願

いたします。

委員： 「病児保育事業」について、「保育所の専用スペースで保育を実施します」ということを、これから拡充していくと謳っていますが、実際、今、保育園の中で、この病児保育してらっしゃる施設は何ヶ所あるのでしょうか。

事務局： 現在、市内では5ヶ所の病児保育施設があります。
そのうち、1ヶ所は診療所併設型、残り4ヶ所が保育所併設型という内訳になっております。

委員： 現在、北部の施設少なくて、地域でいうと南部の方に偏っている形で、今後は柔軟に増やしていくということでしょうか。

事務局： 現在、堅田の施設が事業をやめられたため、北部が不足しております。
今年度も公募を行った中で、申し込みがなかった状況ですが、北部に病児保育施設を作るとするのは、1つ、市の目標としておりますので、そこは力を入れていきたいと思っております。

委員： 「家庭・地域教育推進事業」について、地域と学校が連携協働して、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとありますが、なかなか地域と学校の連携というのが難しい、活動されているところからは、学校のハードルが高いとお聞きしています。

もう何年もかかってやっとこどもを真ん中にして連携が少しできるようになってきたという状況で、大津市内全体ではどのような状況でしょうか。

学校の中で解決できない問題が起こっていると思いますが、家庭を支える、家庭教育を支援するというよりはむしろ、家庭を支えるこどもを支えるために、学校と地域の私たちが連携をして協働していくことが必要かと思います。

その成長を支えるために、地域学校協働活動推進委員の委嘱とありますが、これはどれぐらいの人がいて、学校区に1人、それぞれの学校に1人配置するなどの体制がどうなっているかを教えていただけますでしょうか。

事務局： 担当課である生涯学習課からの報告によりますと、推進員研修会を開催していて、実績として地域学校協働推進員が49名おられるとのこと。学区に何名といった体制までは不明です。

会長： 基本方針4「子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの指針」について、そのこどもの居場所は利用者数ではなく、場所でカウントするしかないと思いました。

今のこどもはLINEの中に居場所があったりとか、その人の繋がりを居場所ということで考えれば、例えばこども食堂に行っている、行っていないではなくて、そこに行ったら大人に聞いてもらえるという思いが居場所に関連するのではないかと思います。

だから地域のこども食堂などの居場所に行けるというのも大事ですけども、

近所にその居場所でなくても話を聞いてくれる大人がいるってということ自体が居場所という理解でもいいのではないかと思います。

委員： 「少人数指導などのきめ細やかな学習指導の推進」について、「きめ細やかな指導による確かな学力向上のため、指導方法や形態などの工夫改善の実現に努めます」ということですが、私のこどもも小学校の時に担任の先生から、学習障害グレーと言われて、学習指導よりも、そちらの指導進められたのですが、成績が悪いからその子を指導するのか、全体的に指導するのか、よく意味が分からないのですが、保護者にしたらこのような書き方をされると、担任の先生から学習能力障害やグレーなどと言われて指導された人は、自分のこどもは大丈夫なのだろうかと思うような形だと感じました。

担任の先生と１対１で勉強とか教えてもらったのですけれど、やっぱりこどもも気持ちが前向きよりも下向きに行ってしまったので、ここはすごく繊細だと思います。

だからどういう基準で指導するというふうに判断されているのかをお聞きしたいと思います。

事務局： 委員が思っておられる回答かどうか分かりかねますが、当該事業については、県の少人数指導加配教員の配置を受け、市内小中学校すべての学年で３５人以下の学級編制を実施しています。また、市内１０中学校で少人数指導による事業の実施ならびに市内３６小学校で専科（教科担任制）指導を実施しています。また、市の事業として、小学校学年担任制（教科担任制）を実施し、市内４小学校に加配教員を配置しています。

会長： やっぱり色々な思いを持って読まれますので、またその辺の細やかなご配慮もよろしくお願いいたします。

このイラストについてはご説明いただいてないと思いますのでご説明お願いいたします。

事務局： 見開きでイラストをつけさせていただいています。

こちらのこども計画が市民やこどもたちによりわかりやすい計画となるように、成安造形大学の学生さんをお願いをしてイラストを作成していただきました。

こういったイラストにつきましてはこども向けのパブリックコメントの資料の方にも活用させていただきたいと考えている資料になります。

委員： こういったイラストはパッと見てすごく楽しいし、こどもたちの目を引くかなと思いますけれど、大人の言葉で書いてあるので、ここはもちろん改善されるということでもよろしいでしょうか。

事務局： こどもパブリックコメントでは、こどもが理解できるように配慮いたします。

会長： 例えば車椅子のこどものように、障害のあるこどもが自然な形で入っていて欲しいので、またご検討ください。

指標というのが、いろいろご意見いただいたように市民感覚としては違和感があります。

この指標を置くことで、何について期待できるのかというあたりを、丁寧にご説明いただいたら、市民としても、だから数値的なことを把握することが理解できるかと思いますので、またそのあたりもご考慮いただけたらと思います。

委員：

イラストについてもパッと子どもたちの目を引くようなイラストになっているのですけれども、言葉が大人向けであるということ、子どもが前向きに捉えられるような、イラストになればいいと思いました。

例えば弦きのような、困ったなあどうしよう、このような時にはどうすればいいのかなど、こどもの弦きに基づいたイラストになれば、こどもも一緒にともに考えてもらえるような気持ちになるのではないかなと思います。

「こどもが理解しやすい資料を作成」について、資料配布するだけではなくて、まずは各学校の教職員が理解していくことが大切になると思います。

教育委員会との協議、調整はしていただいても、実際の各学校において、どのように子どもたちに伝わっていくのか、こどもがどのような感じでこのコメントが作成できるのかというあたりまで、計画を練っていただけたら嬉しいと思います。

それと全く別の話で申し訳ありませんが、大津市として、市民全体が、こどもを中核としてこのようなことを取り組んでいくというわかりやすい資料が必要だと思います。

市民だけではなく、こども向けにもそういったものがあれば、よりわかりやすくなるのではないかなと思います。

また、市としての、例えばこどものための憲章のような、市民全体で、このことはこどもに対して大切にしていきたいと思いますというようなものが何項目かあれば、浸透しやすいのではないかなと思いました。

事務局：

市民向けのメッセージ性の高いような取り組み、わかりやすい資料をというふうなことのご意見あったというふうに思います。

こちらのいただきましたご意見については、少し事務局の方でも検討させていただきます。

会長：

確かに本当にこどもの意見を聞くというのは、まだまだ社会全体でそういう文化機運があるかというところ、そうではないというところが現実的だと思いますので、大人が言ってもいいよって思っていないとこどもは言えないというのは、皆さんも肌で感じていらっしゃると思いますので、大人がこどもに権利があるということをどれだけ認識しているかというところが、大事なところですが、今、委員のおっしゃったような機運を盛り上げていくようなところも、また、ご検討いただけたらと思います。

また後程、気がつかれたことはメール等で市の方に送っていただくということで、本日は長時間にわたり、熱心にご協議いただきありがとうございました。
これをもちまして本日の議事を終了させていただきます。

(5) 閉会